

平成 27 年第 2 回定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 103 号
「三重県水源地域の保全に関する条例案について」…………… 1
- 2 議案第 111 号
「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案に
ついて」…………… 4
- 3 議案第 116 号
「工事請負契約について（漁業取締船建造工事）」…………… 6

◎ 請願説明

- 1 請願第 12 号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めること
について」の処理経過…………… 7

◎ 所管事項説明

- 1 「平成27年版成果レポート（案）」について…………… 別冊1
- 2 みえ食の産業振興ビジョン（最終案）について…………… 9
- 3 県産農林水産物の輸出の取組について…………… 10
- 4 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
基本計画の見直しについて…………… 12
- 5 三重県農業農村整備計画（仮称）について…………… 13
- 6 みえ森と緑の県民税の取組について…………… 15
- 7 「地域水産業・漁村振興計画」等の取組について…………… 17
- 8 各種審議会等の審議状況の報告について…………… 19
- 9 報告事項
①三重県が滋賀県内に放獣したクマに関する対応について…………… 22

- 別冊 1 「平成27年版成果レポート（案）」（農林水産部関係抜粋）
- 別冊 2 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（骨子案）」
- 別冊 3 「三重県農業農村整備計画（仮称）（中間案）」
- 別冊 4 「みえ森と緑の県民税の取組について」
- 別冊 5 「三重の森林とわたしたちの暮らし」

平成 27 年 6 月 19 日 農林水産部

【議案補充説明】

1 議案第103号「三重県水源地域の保全に関する条例案」

(三重県水源地域の保全に関する条例案の概要)

1 目的（第1条）

水源地域の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置等を定め、森林の有する水源の涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第3条）

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

3 県及び関係者の責務（第4条～第7条）

【県の責務】

県は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する。

【土地所有者等、事業者、県民の責務】

県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める他、

- ・土地所有者等は、水源地域における適正な土地の利用に配慮する
- ・事業者は、事業活動を行うに当たって、水源地域の保全に十分配慮する
- ・県民は、水源地域の保全に対する関心と理解を深める

4 基本施策（第10条）

県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進する。

- (1) 適切な造林、保育等の森林整備の推進その他の必要な措置を講ずる
- (2) 特定水源地域において、保安林の指定を推進するとともに、森林の公的な管理を促進する
- (3) 水源地域内の土地の所有権等の移転等に関する届出に基づき、助言その他の措置を適時に行い、水源地域における適正な土地の利用を図る
- (4) 水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる

5 水源地域及び特定水源地域の指定（第11条）

知事は、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針を定め、その基本指針に沿って、水源地域及び特定水源地域を指定する。

- ・「水源地域」とは、民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域として知事が指定した地域
- ・「特定水源地域」とは、水源地域のうち、水道事業の水源地など特に保全する必要がある地域として、市町の長の提案に基づき知事が指定した地域

6 土地の所有権等の移転等の事前届出制度と助言その他の措置

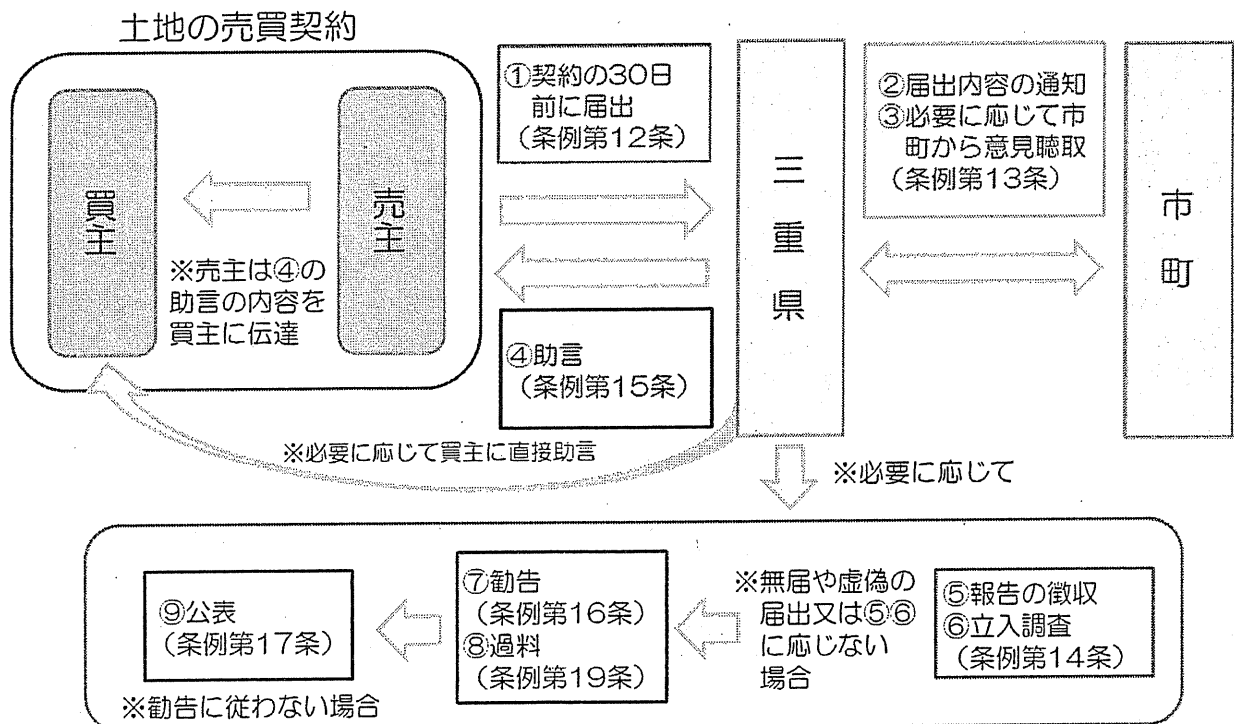
(第12条～第19条)

- (1) 土地所有者等は、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、30日前までに必要事項を知事に届け出なければならない。
- (2) 知事は、(1)の届出を関係市町の長に通知し、意見を求めることができる。
- (3) 知事は、必要な限度において、届出者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるとともに、職員に立入調査をさせることができる。
- (4) 知事は、届出者に対し必要な助言を行うことができる。
- (5) 知事は、無届や虚偽の届出又は報告の徴収や立入調査に応じない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (6) 知事は、(5)の勧告を受けた者が正当な理由なく従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- (7) (5)に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

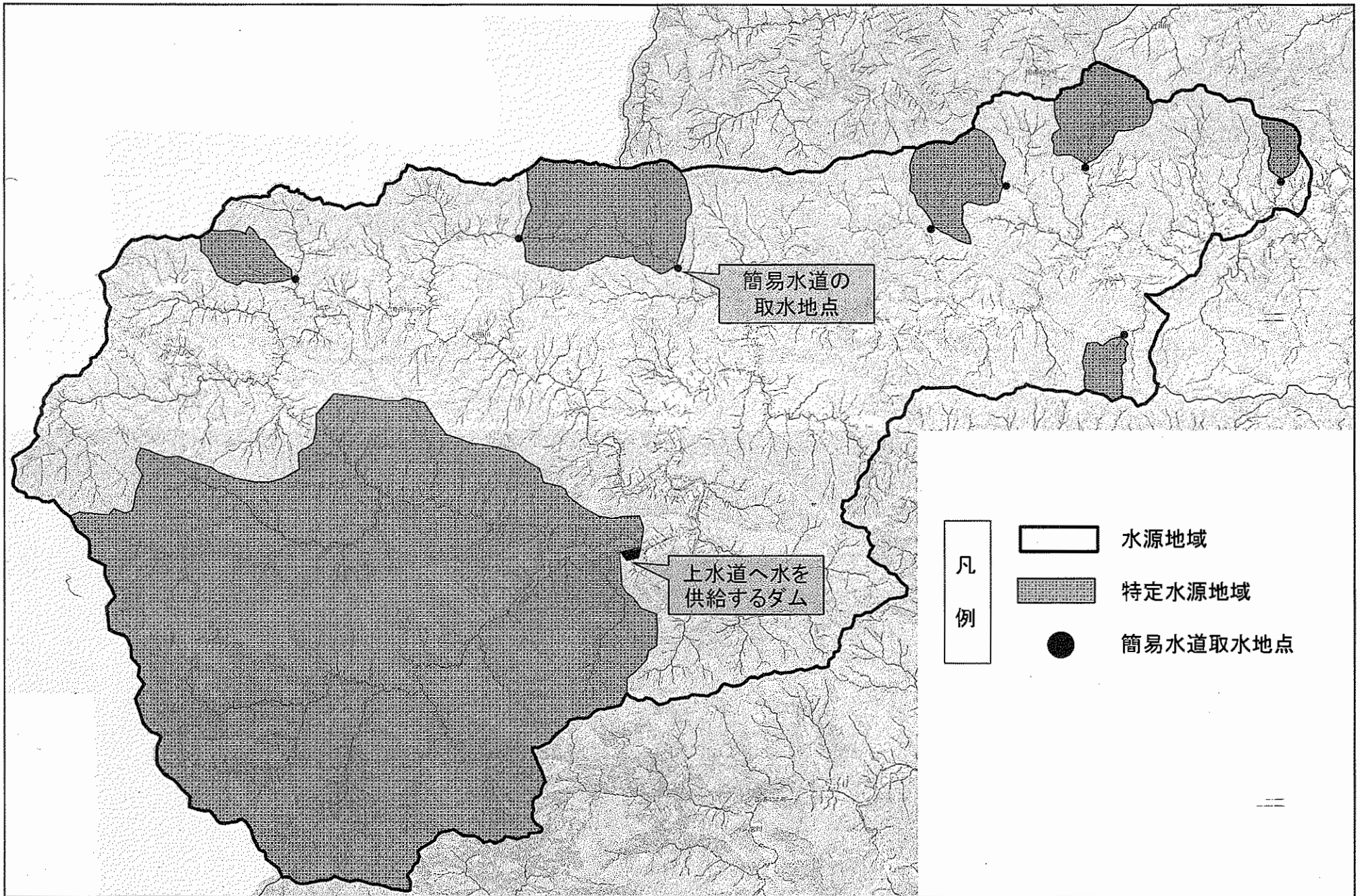
7 施行期日(附則1)

公布の日から施行。ただし、第12条(事前届出)から第19条(過料)までの規定は平成28年1月1日から施行。

(参考1) 事前届出制度と助言その他の措置に関するイメージ図



水源地域と特定水源地域のイメージ図



【議案補充説明】

議案第 111 号「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案について」

1 改正理由

食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、食品衛生法が一部改正されたことに伴い、条例の規定を整理することが必要になりました。

2 条例改正案の概要

○ 自主回収の報告に関すること

条例第 24 条で、事業者が表示違反等で食品の自主回収に着手した際に県へ報告することを定めていますが、食品衛生法の規定を引用しており、食品表示法の施行及び食品衛生法の一部改正に伴い、引用する法律名等の整理を行います。

3 施行期日等

公布の日から施行します。

○三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する三重県条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならぬ。</p> <p>一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。）</p> <p>二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第五十五条の規定に違反するもの（規則で定めるものに限る。）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならぬ。</p> <p>一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。）を除く。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等</p> <p>2 (略)</p>

【請願説明】 1 請願第12号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成24年第1回定例会	請願第12号	県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて	<p>(これまでの取組)</p> <p>住宅への利用については、平成17年度から20年度まで「三重の木」を使用した住宅建築に対して補助するとともに、平成23年度は国の緊急総合経済対策を活用し「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅に対し補助しました。</p> <p>平成21年度からは、「三重の木」認証事業者が行う「三重の木」をPRする取組に支援するとともに、県内金融機関の協力により「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅ローンの金利優遇を実施しています。</p> <p>また、平成24年度からは、モデルハウス等に「あかね材」を利用してPRする民間企業の取組を支援しています。</p> <p>これらに加えて、平成25年度からは、国で新たに創設された「木材利用ポイント事業」について、「三重の木」等の需要拡大に繋がることから、制度のPRに努めたところ、平成26年度末までに2,457件、735,433千ポイントの利用がありました。</p> <p>一方、公共建築物への利用については、平成25年10月に「三重県県産材利用推進本部」を設置し、県の整備する建物などへの利用推進体制を強化しました。</p> <p>さらに、市町に対しても「木材利用方針」の策定を働きかけてきたところ、平成27年4月には県内全ての市町で策定が完了しました。また、平成23年度から毎年「木材利用事例集」を作成し、市町や学校、社会福祉施設等に対して三重の木等の利用を働きかけています。</p> <p>これらの取組を行ったものの、平成26年度の「三重の木」等の利用実績は、31,434m³となり、前年度実績より19.9%減少しました。要因としては、消費税増税の駆け込み需要と反動減の影響で、新築住宅着工戸数が減少したことによるものと考えられます。</p> <p>(今年度の取組)</p> <p>住宅への利用については、消費喚起を目的とした国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、県産材を使用した住宅建築やリフォームに最大20万円を助成する取組を実施しま</p>

			<p>す。特に「横架材タイプ」、「内装材等タイプ」を設け、これを契機にこれまで県産材があまり使われてこなかった住宅の梁や桁、内装材、外壁などに県産材を利用する流れをつくり、県産材の新たな利用拡大に繋げていきます。</p> <p>また、引き続き「三重の木」のPRを行う認証事業者や、商業施設等に「あかね材」を利用してPRする民間企業の取組を支援するとともに、金融機関の協力を得て住宅ローンの金利優遇を実施していきます。</p> <p>公共建築物への利用については、引き続き県自らが整備する建物への積極的な利用を図ります。また、市町や民間事業者が整備する公共建築物等の木造・木質化に向けた働きかけを行うとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業などにより学校、社会福祉施設等への県産材の利用を支援します。</p> <p>さらに、公共建築物等の木造・木質化に対する支援が継続的に実施されるよう、国への提言等を行ってまいります。</p>
--	--	--	--

(2) みえ食の産業振興ビジョン（最終案）について

1 現状

本県の地域再生計画「『食』で拓く三重の地域活性化」の取組などを、今後、オール三重で展開していくため、これまで、雇用経済部と連携し、食の産業振興の取組方向などをまとめた「みえ食の産業振興ビジョン」の策定に取り組んできました。

2 ビジョン最終案の概要

(1) 策定趣旨

食関連産業は、農林水産業・製造業・サービス業が関わる裾野の広い産業であり、多くの県民に「働く場」を提供しています。また、本県の食関連産業は、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある企業の立地や特色ある人材の輩出など、高いポテンシャルを有しており、今後の成長が期待できる産業分野となっています。

今後、食関連産業の付加価値を高めるとともに、三重の「食」を積極的に国内外に発信し観光誘客や海外市場の獲得につなげていくためには、食関連産業における将来に向けた取組の方向性を関係者が共通認識として、連携を拡大・強化していく必要があります。

こうしたことから、本県の食の産業振興の方向性を定めた「みえ食の産業振興ビジョン」を策定し、ビジョンに基づき施策を集中的に展開していきます。

(2) ビジョンの構成

第1章	三重の食が持つポテンシャル
1	三重の食のバックグラウンド～歴史、風土、文化など～
2	食に関連する産業の裾野の広さ（1次産業、2次産業、3次産業）
3	教育・研究機関
第2章	食の産業を取り巻く環境の変化
1	伸びない国内市場・生産年齢人口の減少
2	拡大する世界の食の市場
3	情報通信技術の進展
第3章	食の産業振興の目指すべき姿
第4章	今後の取組の方向性
1	第1次産業から第2次産業、第3次産業までが一体となった食の産業振興
	(1) 素材（農林水産物）の磨き上げ・試験研究
	(2) 商品開発支援
	(3) 販路開拓支援
	(4) 三重の食の情報発信
	(5) 新たな価値を創造する基盤の構築
2	食の産業振興を支える土台づくり
	(1) 食の安全・安心に向けた取組
	(2) 多様な連携（つながり）を生み出す仕組みづくり
	(3) 食関連産業の人材の育成

3 今後の方針

雇用経済部と連携して、ビジョンを確定し、農林水産事業者や関係団体等に周知します。また、ビジョンの実現に向け、関係する施策を推進するとともに、その進捗状況について、点検、評価を行い、より効果的に施策を進めていきます。

(3) 県産農林水産物の輸出の取組について

1 現状

「和食」のユネスコ世界無形文化遺産への登録なども追い風に、世界的に日本産食品に対する需要の拡大が見込まれています。また、中国等では、経済成長や国民所得の向上を背景に住宅建設が堅調であり、木材の需給ギャップが拡大傾向にあります。

県では、こうした海外での需要が拡大する機会を捉え、三重県産農林水産物等の輸出を拡大するため、平成 26 年 3 月に生産者や事業者、団体等で組織する三重県農林水産物・食品輸出促進協議会及び品目別部会を設置し、活動を進めています。

2 取組の概要

(1) ブランド和牛

<平成 26 年度>

伊賀牛については、平成 26 年 8 月に米国ワシントン州シアトルで、松阪牛については、平成 27 年 1 月にフロリダ州オーランドで、現地の食肉バイヤーやメディア関係者等を対象に、PR や試食、知事または副知事によるトップセールスを行うとともに、現地バイヤーと個別に面談などを実施しました。

また、3 月には、シアトル、オーランドそれぞれから 2 社の現地バイヤーを県内産地に招へいし、産地見学や食肉流通関係者などとの交流を行いました。

伊賀牛、松阪牛とも食味について高い評価が得られ、現在、複数の商談が続いています。なお、1 月には伊賀牛の米国向け商業出荷が始まりました。

<平成 27 年度>

米国への本格輸出に向けたフォローアップとして、現地料理人を対象とした調理メニュー研修会やホテルレストランにおけるフェアの開催、米国発航空便ファーストクラスの機内食への活用に向けた売り込みなどに取り組みます。

また、7 月のミラノ国際博覧会の県の出展において、松阪牛を使った料理を試食提供するほか、新興国市場の開拓に向けた生産者団体等の取組に対し支援を進めます。

(2) 園芸特産物

<平成 26 年度>

みかんについては、JA 三重南紀が中心となって、平成 22 年からタイへの輸出に取り組んでおり、平成 26 年度には「温州みかん」や「せとか」など合わせて約 22 トンが輸出されました。特に、温州みかんは他国産のみかんと比べて品質のバラツキがなく、皮も剥きやすく美味しいと好評です。

柿「前川次郎」については、約 1 トンをタイに試験輸出し高い評価を受けましたが、船便で輸送した一部に果実の軟化による品質低下が見られました。11 月に県内産地に招聘したタイの高級スーパーのバイヤーからも、品質について高い評価が得られています。

茶については、販売事業者から求められている米国向けの輸出に対応できるよう、米国の残留農薬基準に適合した年間の病害虫防除体系の案を作成しました。

<平成 27 年度>

みかんについては、タイの植物防疫に対応した輸出園地の拡大に取り組むとともに、愛媛など他県産地と連携した輸出の取組を進めます。また、マーケットの評価が高い「せ

とか」の販売を拡大するため、輸出商社と連携して販売戦略を検討します。

柿については、引き続き、タイへの輸出を促進するため、みえフードイノベーションネットワークなどを活用し、新たな船便による輸送技術の情報収集及び検討を進めるとともに、輸出商社と連携して、空輸による輸出に対応した販売価格の設定やブランディングなどに取り組みます。

茶については、米国向けの輸出促進に向け、作成した年間の病害虫防除体系案の現地実証に取り組み、的確な防除指針と防除暦の作成につなげます。また、研修会などの開催を通じて、農家の J G A P の認証取得を促進します。

(3) 水産物

<平成 26 年度>

シンガポールと上海において、消費者ニーズや水産物の販売状況など市場調査を行うとともに、マダイ、ブリなど県産水産物を現地飲食店に提供し料理への活用を進めました。

また、EU や米国への輸出に対応できるよう、平成 26 年 8 月には、漁連や水産加工事業者等で構成する三重県 HACCP 普及推進連絡協議会を設置し、研修会などを通じて、衛生管理知識の習得・普及を行いました。

さらに、ジェトロ三重との連携により、香港と台湾のオーナーシェフを県内に招聘し、牡蠣、貝類、干物などの商談会や現地視察を実施しました。

<平成 27 年度>

平成 26 年度の市場調査の結果などを踏まえ、シンガポールやタイなどで開催される食品見本市等に合わせて、マダイやブリなどの販売に向けた営業活動を展開するとともに、現地のバイヤー等を県内に招聘し、商談会を行うとともに、養殖場や水産加工場などの視察を実施します。

また引き続き、三重県 HACCP 普及促進連絡協議会が、研修会などを通じて水産加工施設への HACCP 導入を推進します。

さらに、香港と台湾のオーナーシェフに対し、積極的な売り込みを継続していきます。

(4) 木材

<平成 26 年度>

県産材の輸出に向け、森林組合や林業事業者等を対象とした研修会、木材輸出事業者や港湾運送事業者との意見交換会を実施したほか、木材輸出事業者と輸出に挑戦する森林組合とのマッチングなどをサポートしました。こうした取組の結果、平成 27 年 2 月に県産ヒノキの原木 45 m³が韓国に輸出されました。

<平成 27 年度>

木材輸出に関する新たな情報や中国の木構造設計規範の改正状況等に関する研修会を開催するほか、輸出用原木の仕分け・採材等に関する現地検討会を開催します。

また、海外で求められている木材の規格や品質、価格について調査を行い、県内の森林組合や林業事業者等に情報提供します。

3 今後の方針

今後も、県産農林水産物の輸出促進に向け、それぞれの品目に応じて、輸出環境の整備や輸出をリードできる人材の育成、輸出相手国の消費者ニーズに対応した商品開発や販路開拓への支援、海外における県産農林水産物の魅力発信に取り組んでいきます。

(4) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 の見直しについて

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づく基本計画について、本年度中の見直しに向けた作業を進めています。

今回、社会情勢の変化や国の政策動向、現行の基本計画に基づく施策等の実施状況を踏まえ、新たな基本計画の骨子案（別添2-1）をとりまとめました。

1 新たな基本計画の骨子案について

構成の章立てについては、第1章「策定の考え方」、第2章「農業・農村をめぐる情勢」、第3章「基本方針」、第4章「推進体制の整備」としており、現行の基本計画と同様としています。

第3章の基本施策の項目についても、下記のとおり、条例に規定された基本的施策の4本柱としており、現行の基本計画と同様としています。

- 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給
- 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
- 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本施策の施策展開の内容については、人口減少やグローバル化の進展、国における農政改革等、食と農業及び農村を取り巻く環境が変化していることをふまえ見直す必要があることから、次の3つの視点を「計画の見直しにあたっての基本視点」（別添2-2）として設定し、具体的な施策の見直しを検討していきます。

- 基本視点1 食産業の核となる「もうかる農業」の展開
- 基本視点2 農業の未来を切り拓く創造的農業経営への革新
- 基本視点3 「協創」による持続的な地域活動の展開

2 今後の対応

今後、本委員会における議論や、基本計画懇話会（農業者6名、食品関連事業者2名、有識者等5名で構成）においていただいた意見を踏まえ、施策の具体的な内容を検討していきます。

3 基本計画の見直しスケジュール

「みえ県民力ビジョン・次期行動計画」の策定作業とも整合を図りつつ、本年度中に基本計画を見直したいと考えています。

- ・平成27年9月 中間案
- ・平成27年11月 最終案
- ・平成28年2月 議案提出
- ・平成28年3月 策定

(5) 三重県農業農村整備計画（仮称）について

1 現状

農村地域の人口減少や高齢化の進行、農業水利施設の老朽化や大規模地震への備えなど、農業及び農村の様々な課題に的確に対応し、農業の持続的な発展や農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するとともに、地域の特性にあった農業農村整備を計画的に推進するために、三重県農業農村整備計画（仮称）の策定に向けた作業を進めています。

整備計画は「みえ県民力ビジョン・次期行動計画」及び「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の計画と位置付けており、計画の策定にあたっては有識者懇話会や市町・土地改良区との意見交換会を実施し、別添のとおり中間案を取りまとめました。

2 三重県農業農村整備計画（仮称）中間案の構成

整備計画は、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応するための取り組みに際して、3つの基本的な考え方を整理して、基本視点や農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿を明確にしたうえで、4つの整備方針と基本目標を定めるとともに、その目標達成に向けた基本事業を記述しています。

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

- 1 人口減少、高齢化社会の到来
- 2 食料自給率の低下
- 3 グローバル化の進展
- 4 防災意識の高まり
- 5 環境問題への対応
- 6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

- 1 農業の生産性
- 2 農村の防災減災
- 3 農村の活力
- 4 農業及び農村の多面的機能

第4章 基本的な考え方

- 1 農業農村整備の果たす役割
- 2 取組展開に向けた基本視点
- 3 農業農村整備によってめざすべき農業及び農村の姿

第5章 整備方針と主要取組

- 1 農業生産性の向上
- 2 安全・安心な農村づくり
- 3 農村の総合的な振興と活性化
- 4 多面的機能の維持・発揮

第6章 計画の推進体制

- 1 推進体制

3 今後の方針

農業農村整備計画の策定にあたっては、県議会や市町、土地改良区をはじめ、有識者懇話会を通じた意見を聴取するとともに、7月頃には広く県民からパブリックコメントを募集するなど、意見集約しながら検討を進め、国の施策の動向や「みえ県民カビジョン・次期行動計画」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」との整合を図りつつ、平成27年度末に農業農村整備計画を策定します。

スケジュール

- ・平成27年7月 パブリックコメント
- ・平成27年11月 最終案
- ・平成28年3月 策定

(6) みえ森と緑の県民税の取組について

1. 方針

平成26年4月1日から導入しました「みえ森と緑の県民税」では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って進めていくこととしています。

基本方針「災害に強い森林づくり」のもとで「土砂や流木を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」の2つの対策を、また、基本方針「県民全体で森林を支える社会づくり」のもとでは「森を育む人づくり」、「木の薫る空間づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」の3つの対策に取り組んでいます。

2. 平成26年度の実績と平成27年度の取組

(1) みえ森と緑の県民税の税収規模と税事業

平成26年度の税収7億9,715万円を財源に県営事業と市町交付金事業を実施しました。平成27年度については、税収見込み10億5,400万円を財源に実施します。

なお、平成26年度分の個人住民税が26年6月からの納税となることや、法人の県民税において、決算後に申告納付する関係上、初年度の税収が約2億5,000万円少なくなるものです。

(2) 県で取り組む事業

① 災害に強い森林づくり

ア 災害緩衝林整備事業

流木や土砂の流出による災害発生のおそれのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、溪流内の危険木の除去、流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林機能を発揮する森林づくりを進めています。

【平成26年度】亀山市ほか10市町、25箇所、事業費3億33万3千円で実施

【平成27年度】いなべ市ほか14市町、41箇所、事業費5億2,115万1千円で実施
予定

イ 土砂・流木緊急除去事業

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積した土砂や流木が下流に被害を与える恐れのある箇所において、土砂や流木を現場外へ搬出するなどの対策を進めています。

【平成26年度】いなべ市ほか3市町、6箇所、事業費7,705万6千円で実施

【平成27年度】大台町ほか1市町、3箇所、事業費1億1,609万2千円で実施予定

② 森を育む人づくりサポート体制の整備

地域で実施される森林環境教育や森づくり活動を促進するため、森林環境教育の指導者や森づくり技術者の育成を行うほか森づくり推進員を配置し、市町や学校、森林ボランティア団体等の活動支援等を行っています。

【平成26年度】人材育成等に係る経費：1,024万4千円

- ・森林環境教育指導者のレベルに応じた段階的な研修
- ・森づくり活動に必要なチェーンソー等の安全研修

- ・小学校5年生社会科教科書に対応した副読本や、県内で実施された森林環境教育の活動事例集の小中学校等への配布
- ・森づくり推進員による相談対応や森林環境教育の出前授業

【平成27年度】人材育成等に係る経費：1,650万円

- ・森林環境教育指導者や森づくり技術者育成のためのレベルに応じた研修
- ・学校等の森林環境教育に係る相談対応やコーディネートなど、多様なニーズに応えるため、森づくり推進員を2名に増員
- ・活動支援の総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の平成28年4月からの開設に向けた設置準備

(3) 市町交付金事業

市町が、地域の実情に応じた森林づくりの施策を実施しています。

【平成26年度】

29市町、80事業、総交付金額2億6,380万4千円で実施しました。

《対策別の使途》

- 対策1：土砂や流木を出さない森林づくり（2市町、2事業、交付金5,844千円）
- 対策2：暮らしに身近な森林づくり（15市町、25事業、交付金112,863千円）
- 対策3：森を育む人づくり（15市町、24事業、38,409千円）
- 対策4：木の薫る空間づくり（15市町、22事業、93,383千円）
- 対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり（5市町、7事業、13,305千円）

【平成27年度】

29市町、105事業、総交付金額3億9,525万円で実施を予定しています。なお、実施する事業については昨年度に市町と県との事前協議を終えており、交付申請がなされた市町から順次交付決定し、事業を進めます。

(4) みえ森と緑の県民税評価委員会について

「みえ森と緑の県民税評価委員会」を昨年7月17日に設置しました。

平成27年度は、これまでの実績についての評価等を8月までにいただき、10月の常任委員会でその結果を報告するとともに、県民のみなさんに公表いたします。なお、実績についての評価結果については、実施中の事業や今後の事業に反映したいと考えています。

(5) 県民への税の周知活動

税の周知については、映画館でのCMなど、さまざまな媒体を活用した広報活動を実施してきましたが、今後は、事業成果を県民の皆さんに周知することが重要なことから、事業成果発表会を開催するほか、ホームページや県政だよりみえなど、市町と連携して様々な媒体を活用して事業成果の情報発信に努めます。

(7) 「地域水産業・漁村振興計画」等の取組について

1 現状（背景・課題）

本県では、平成 24 年 3 月に、希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとして「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、漁業者や水産関係団体、市町、県など関係者が連携して取組を展開しています。

その取組の一つとして、県は平成 23 年度から、地域における水産業のあり方、漁村の活性化などについて、地域が自らその方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」（以下「地域計画」という）の策定・実践を支援しています。

また、平成 26 年度からは、類似の国事業が開始され、水産業の持続的な発展と活力ある漁村の実現に向け、地域がその実態に応じて「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という）を策定し、実践に取り組んでいます。なお、浜プランの策定は水産庁のもうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）の採択要件となっているほか、産地水産業強化支援事業等 13 の事業で優先採択の条件になっています。

2 推進経過

(1) 計画策定実績

平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、計 23 地区において地域計画が策定されました。また、平成 26 年度には、菅島地区（サメ、アカモク等未利用資源の商品化）など新たに 8 地区で地域計画が策定されるとともに、鳥羽地域（海女漁業における資源管理や漁獲物のブランド化）など 9 地域の浜プランが国の承認を受けました。

浜プランは漁家所得の向上を必須とするなど、地域計画との相違点もありますが、浜プランの目的、地域の漁業者自らが計画策定する手法及びその内容は地域計画と共通であることから、浜プランを新たに策定した地域については、地域計画を策定したものとみなして取り扱うこととし、重複を除くと地域計画の策定地区数は合計 33 地区となりました。

(2) 計画実践の経過等

県は、地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業により、平成 25、26 年度に、計 11 地区に対して計画実践のための支援を行い、浦村地区のアサリ養殖、尾鷲地区の地元におけるマグロの消費促進の取組などが注目を集めています。

また、ヒロメ養殖に取り組む大曾根地区、三野瀬（紀北町）地区は、関係市町や民間企業も交えて「東紀州ヒロメ養殖協議会」を組織し、販売促進や養殖技術向上等で連携しています。

さらに、平成 27 年 3 月に全国漁業協同組合連合会が開催したシンポジウム「浜の活力再生による地域創生に向けて」において、錦地区の浜プランに記載のある伊勢マダイ販売促進等の取組が全国の優良事例 3 例の一つとして紹介されました。

県は、平成 26 年度に全ての計画策定地区に対して実践状況のセルフチェックを促すとともに、計画策定地区が参加する交流会を開催して、地域間連携や漁業者等の意欲向上を図りました。

3 今後の方針

引き続き、関係市町と連携しながら、地域計画や浜プランの策定やブラッシュアップを支援するとともに、地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業等により、計画等の実行を促していきます。また、計画実践の中で商品化された水産物について、魅力ある三重県水産物の消費拡大事業等を活用して情報発信に取り組み、販売拡大を図ることで地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化を促進していきます。

(8) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年2月16日～平成27年6月2日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会
2 開催年月日	平成27年2月17日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他7名
4 諮問事項	水源地域の森林の保全の在り方に関する事項について (1) 検討委員会の最終とりまとめ(答申案)について
5 調査審議結果	(1) 水源地域の森林の保全に関する検討委員会の最終とりまとめについてご審議いただき、「水源地域の保全に関する条例(仮称)の制定が適当と認められる。」とする答申案がとりまとめられました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然公園部会
2 開催年月日	平成27年2月19日(木)
3 委員	【部会長】三重大学大学院 教授 木佐貫博光 他4名
4 諮問事項	鈴鹿国定公園内における鈴鹿生態系維持回復事業計画の決定について
5 調査審議結果	鈴鹿国定公園内における鈴鹿生態系維持回復事業計画の決定について適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成27年2月27日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部由香 他8名
4 諮問事項	平成26年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった3件(青果物1件、農産加工品2件)についての書類審査(二次審査)を行ったところ、伊勢茶1件について認定が妥当であると判断されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成27年3月3日(火)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他9名
4 諮問事項	1 会長の選出 2 森林保全部会の設置
5 調査審議結果	1 森林法第71条第1項により、石川委員が会長に選出されました。 2 森林法施行令第7条により、部会長として石川委員、部会員として上尾委員、他5名が指名されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成27年3月10日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他4名
4 諮問事項	志摩市地内における林地開発許可申請について
5 審議結果	株式会社IRCによる志摩市における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成27年3月12日(木)
3 委員	【部会長】三重県農業会議運営委員・監事 野呂政夫 他4名
4 諮問事項	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更等について
5 調査審議結果	第11次鳥獣保護管理事業計画の変更及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)の策定について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成27年3月19日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 他4名
4 諮問事項	中山間ふるさと水と土保全対策事業について 農地・水・環境保全向上対策事業について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業及び農地・水・環境保全向上対策事業の平成26年度事業実績について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成27年3月24日(火)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海洋子 他6名
4 諮問事項	みえ生物多様性推進プランの改訂について
5 調査審議結果	みえ生物多様性推進プランの特徴と改訂理由を説明し、ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成27年4月21日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	松阪市地内における林地開発許可申請について
5 審議結果	松阪興産株式会社による松阪市における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

(9) 報告事項

①三重県が滋賀県内に放獣したクマに関する対応について

1. 経過

5月17日(日)に、いなべ市でイノシシ捕獲用おりに、ツキノワグマが誤捕獲され、三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動物であったことから、三重県の野生動物保護等緊急対応マニュアルに従い、発信器を装着し、同日、滋賀県との県境付近に放獣しました。

5月27日(水)の午前9時頃、滋賀県庁から、多賀町^{ひだ}樋田地内において、女性がクマに襲われ、重傷を負った旨の情報提供があったことから、再度、放獣地点の確認を行ったところ、滋賀県多賀町地内であったことが判明しました。また、この放獣に関して、三重県は滋賀県に情報提供を行なっていませんでした。

2. これまでの対応

(1) 放獣したクマの探索

5月28日(木)、三重県は、放獣したクマの探索を行い、岐阜県海津市内の山中で、クマに装着した発信機の電波を確認し、それ以降、関係する市町・県に位置情報の提供を行っています。

(2) 住民の安全確保のための取組

住民の不安を解消するため、クマの移動が予想される、いなべ市、海津市、養老町、大垣市、岐阜県、三重県の関係自治体により、対応について、協議を実施してきました。

協議の結果、これまで5月30日(土)と6月7日(日)に、関係市町の猟友会の協力を得て捕獲に取り組みましたが、現地が急峻であり、また、広葉樹林が多く見通しが悪いため、捕獲には至りませんでした。

(3) DNA検査

多賀町が事故後に収集した毛のDNA検査を行うため、三重県に協力要請があり、県では誤捕獲の際に採取した血液を提供し、検査を行っています。検査結果の判明には2～3週間は必要と聞いています。

なお、今回実施するDNA検査は、多賀町で採取された毛が、危害を加えたクマのものか不明なこと、採取された毛が少なく、DNA分析が可能かどうか不明なことなどから、同一の個体かどうかの特定は不透明な状況です。

(4) 野生動物保護等緊急マニュアルの見直し

クマの放獣について定めた「野生動物保護等緊急マニュアル」に、放獣に関する規定が十分ではなかったため、担当者会議を開催し見直しに着手しました。

会議では、再発防止に向け、「放獣場所の選定」、「放獣時の関係自治体への連絡」、「地域への注意喚起」等について、マニュアルの見直しを検討することとしました。

3. 今後の対応

(1) 住民の安全確保のための取組

できる限り早く、地元住民の方の不安を取り除くことが重要と考えており、合わせて捕獲にあたる猟友会の皆さんの安全確保も十分に留意し、関係自治体と協議しながら捕獲等の対応を検討していきます。

(2) 野生動物保護等緊急マニュアルの見直し

今後、専門家や関係市町のご意見を伺いながら、6月末をめどに改訂を行います。

(3) 3県（岐阜県、滋賀県、三重県）による協議

県境を接する、岐阜県、滋賀県、三重県の3県で、今後の情報共有のあり方等について、担当者間で検討することとしています。

(平成27年6月12日現在)